

# 令和3年度 事業報告

## I. 令和3年度の経済・金融環境

令和3年度の我が国経済は、長引く新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」という）の影響下にあり、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が断続的に発出され、景気は、落ち込みと持ち直しを繰り返す中で総じて停滞傾向が続いた。令和4年3月にすべての都道府県においてまん延防止等重点措置が解除されたことに伴い、個人消費が上向き、持ち直しの動きがみられているが、ロシアのウクライナ侵攻による原材料価格の上昇や金融資本市場の変動などの要因により先行き不透明感が強いものとなっている。

中小・小規模事業者においても、感染症拡大の影響から飲食や宿泊業等の対面型サービスを中心に幅広い業種で売上が低迷しているうえに、ウクライナ情勢や円安の急伸により、原油等の資源価格や原材料価格等の高騰が加速化したことから収益が伸び悩み、厳しい状況が続いている。

一方、人口減少や少子高齢化が進むなか、デジタル・トランスフォーメーション（DX）や気候変動など経済や社会を取り巻く環境が大きく変化しつつある。このため、地域金融機関は、財務の健全性を維持しつつ、持続可能な社会の実現に向け、付加価値の高い金融サービスを提供していくことが期待されている。

信用組合は、相互扶助を基本理念とする協同組織金融機関として、アフターコロナを見据えて、取引先の経営の持続可能性確保へ向けた本業支援を行っていくことが必要である。引き続き、金融仲介機能を十分に発揮するとともに、信用組合と顧客との絆を活かしたコンサルティング機能を発揮して、より一層の金融サービス向上に取り組んでいくことが重要である。

## II. 信用組合の経営環境

令和3年度仮決算概況（速報ベース）における信用組合の業況をみると、預金・貸出金ともに増加傾向が継続したことから、預貸率は概ね横這いとなった。

収益状況は、主に資金運用収益の増加と役務取引等利益の改善、経費が減少したことによりコア業務純益は増加し、当期純利益も増加に転じた。

また、預貸金利鞘は、貸出金利回が「実質無利子・無担保融資」の積極的な取組みにより大きく低下したため、2期連続で低下した。

今後、感染症の拡大の状況によっては、取引先の更なる経営状況の悪化が懸念されるため、信用組合の収益環境は不透明なものとなっている。

### Ⅲ. 全信中協が実施した事業活動

令和3年度に実施した事業活動の概略は、以下のとおりである。

#### 1. 企画事業

##### (1) 業界要望活動等に係る対応

###### ① 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う危機対応関連

信用組合業界としての「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を改訂し、本会HPにて公表を行った。

「伴走支援型特別保証制度・事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）の要綱・QA」等の改訂版を会員信用組合へ周知した。

全銀協を事務局とした「中小企業の事業再生等に関する研究会」に出席し、信用組合業界の考え方を主張するとともに、他業態とも連携・調整を行い、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」、「廃業時における経営者保証に関するガイドラインの基本的考え方」の策定対応を行った。

資本性劣後ローンの地区別説明会について会員信用組合に周知したほか、月次支援金・事業復活支援金について登録確認機関への登録作業等を行った。

###### ② 税制改正等に関する要望活動

信用組合業界における各種税制の影響について各信用組合へアンケート調査を行い、JCA「協同組合税制検討会」にて他団体との情報交換を実施したうえで、貸倒れに係る無税償却・引当の範囲の拡大などについて、金融庁へ税制改正要望書を提出した。また、自民党をはじめとする各種政党の政策懇談会等において業界要望を行った。

###### ③ 規制緩和要望

全国中小企業団体中央会と連携して、実質無利子・無担保融資の条件変更の際に発生する追加の信用保証料の免除等について要望を行った。

「金融庁幹部との意見交換会」、当局主催の「中小企業等の金融の円滑化に関する意見交換会」、自民党の「金融調査会」などにおいて意見や要望を行った。

###### ④ 郵政民営化問題への対応

「郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する郵政民営化委員会の意見」に対する業界の意見を郵政民営化委員会へ提出した。また、かんぽ生命の届出制への移行、ゆうちょ銀行の投資一任契約の締結の媒介業務に関しては、業界の意見を郵政民営化委員会へ提出し、本会HPにて意見表明を公表した。

ゆうちょ銀行の預入限度額引上げ後における信用組合からの同行への資金移動の状況、過度な勧誘状況の有無等についての調査を継続的に実施し、当局へ報告を行った。

## (2) 当面の各種制度・規制等に対する対応

### ① 各種法令改正等への対応

#### ア 銀行法等の改正対応

改正銀行法に係るパブリックコメント対応等を行い、法改正に対応した業務方法書参考例の改訂を行い、会員信用組合へ発出した。

「中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令」及び「バーチャル組合総会／理事会開催に関する実務指針」等の施行に対応した定款変更例を策定し、会員信用組合へ提供した。

民法改正による成年年齢引き下げに伴い、金融業務における留意事項を取り纏めたほか、「成年年齢引下げを踏まえた信用組合による消費者向け貸付けに係る申し合わせ」を臨時理事会にて行い、会員信用組合へ発出した。

#### イ 預金保険制度への対応

預金保険機構が設置した「預金保険料率に関する検討会」に出席し、信用組合業界の状況や考え方を主張するとともに、他業態とも連携・調整を行い、令和4年度以降の預金保険料率の変更対応に尽力した。

また、預金保険機構の「運営委員会事務局会議」に参加し、預金保険機構と意見交換を行うとともに情報収集を図った。

#### ウ バーゼルⅢ最終化への対応

自己資本比率規制にかかるパブリックコメント対応等を行ったほか、バーゼルⅢ最終化の適用時期が延期される旨、会員信用組合へ発出した。

#### エ 金検マニュアル廃止後の資産査定・引当のあり方等

「金融庁幹部との意見交換会」において、金融検査マニュアルの廃止以降の貸倒引当金に関する具体的な業務処理のプロセスや手順などについて情報提供を要望した。

#### オ マイナンバー制度への対応

マイナンバー新法（「公金受取口座登録法」及び「預貯金口座個人番号利用申出法」）への対応について、内閣府・金融庁主催の「金融機関等会議」での情報等をもとに、全信組連、信組情報サービス(株)と連携し、信用組合業界の対応を検討するとともに、「地区別懇談会」等の機会を捉えて会員信用組合に情報を還元した。

また、「金融庁幹部との意見交換会」、「全国信用組合大会」の機会を捉えて、対応費用の公費負担について要望した。

#### カ 個人情報保護法改正対応

令和4年4月に全面施行された令和2年改正個人情報保護法、同法関係の政令・規則並びにパブリックコメントの結果等に基づき、個人情報保護規程等の参考例を改訂し、会員信用組合に情報提供を行った。

また、顧問弁護士を講師に招き、本改正対応にかかる説明会を行った。

#### キ 担保法制の見直しへの対応

金融庁が主催する「事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会」に参加し、担保・保証に依存することなく事業者の事業性そのものを評価する融資のあり方について情報収集を行うとともに、会員信用組合へ情報提供を行った。

また、金融庁を講師に招き、本担保法制にかかる説明会を行った。

## ② 電子交換所設立等に向けた対応

令和4年7月に電子交換所が設立されることから、全銀協主催の「電子交換所事務連絡会」へ全信組連と連携して参加し、情報収集を図ったほか、会員信用組合に情報を還元するとともに、「地区別懇談会」等において説明を行った。

また、各信用組合が円滑に電子交換所に移行できるよう、参加申込の取りまとめや事務に関する照会対応等、会員信用組合へのサポートを実施した。

## ③ 事務の電子化・効率化に向けた対応

### ア 地方税統一QRコード対応

地方公共団体・金融機関の事務効率化を図る「地方税統一QRコードの活用に係る検討会」に参加し、全信組連、信組情報サービス㈱と連携し、信用組合業界の対応を検討するとともに、「地区別懇談会」や「信組共同センターシステムに関する説明会」等の機会を捉えて、会員信用組合に説明・勧奨を行った。

また、各信用組合の参加意向についてアンケート調査を実施し、信用組合業界の検討状況を取りまとめ、検討会に報告した。

### イ 手形・小切手機能の全面的電子化対応

全銀協を事務局とした『手形・小切手機能の「全面的な電子化」に関する検討会』に参加し、産業界・関係省庁と金融業界が連携して手形・小切手機能の「全面的な電子化」を最終目標とした取組み強化への検討を実施した。

令和3年7月に全銀協で制定された金融業界全体の「自主行動計画」について「理事会」に報告、「地区別懇談会」において説明を行うとともに、電子化の受け皿となるでんさいネットのキャンペーンへの積極的な参加意欲等を通じ、会員信用組合の取組を推進した。

また、自主行動計画に基づくフォローアップ調査を行い、信用組合業界の取組状況を取りまとめ、検討会に報告した。

### ウ 書面・押印・対面の見直し

金融庁と金融業界による「書面・押印・対面手続きの見直しに向けた検討会」に参加し、デジタル化の推進に向けた信用組合業界の取組み状況についてプレゼンを行い、関係団体と意見交換を行った。

また、「保証協会・金融機関事務の電子化・効率化」に係る打合せに参加し、関係団体と意見交換を行った。

## (3) 行政課題に対する対応

### ① マネー・ローンダリング対策への支援

令和3年2月に公表された改訂ガイドラインを踏まえた、「マネー・ローン

ダリング及びテロ資金供与対策基本規程」、「顧客受入要領」、「疑わしい取引届出要領」、「事務取扱要領」の改訂版を、外部コンサルティング会社並びに先進的な取組みを行っている信用組合と協働して作成、提供するとともに、説明会を実施した。

また、会員信用組合の経営者向けに、同対策の課題と金融検査の状況に関する説明会を、金融庁を講師に実施した。

令和3年2月に改訂されたガイドライン並びに公表されたFAQを会員信用組合に通知した。

「リスク評価書の見直し」、「リスク評価書作成手順書」を、外部コンサルティング会社を活用して作成、提供するとともに、説明会を実施した。

12月からは、地区代表組合及び各業態代表組合の担当者に対し、金融庁の担当者を講師とする勉強会を実施した（計8回）。

## ② サイバーセキュリティ対応の支援

東京2020オリンピック・パラリンピック期間中のサイバーセキュリティ・インシデントに備え、会員信用組合と緊急連絡網を整備した。

サイバーセキュリティ演習への参加を勧奨し、金融庁主催のDeltaWall VIには40組合が参加、また、内閣府（NISC）主催の演習には119組合が参加した。DeltaWall VIの参加組合には、事前勉強会を全信組連システム業務部と行ったほか、演習後には、11組合に対してフォローアップヒアリングを実施した。

## ③ 反社会的勢力の排除と法令遵守体制の充実・強化への支援

警察庁から提供を受けた「組織犯罪の情勢」や「振り込め詐欺被害未然防止の好事例一覧」（年4回）に加え、金融庁から入手した「振り込め詐欺救済法に関する連絡受付窓口一覧改訂版」などについて、会員信用組合に情報提供を行った。また、警察庁と還付金詐欺防止活動にかかる打合せを実施し、会員信用組合に注意喚起のための未然防止対策等の文書を通知した。

## ④ 地方創生・地域の活性化への対応

環境省主催の「ESG金融ハイレベル・パネル」に、本会会長が委員として出席した。

内閣府主催の「地方創生SDGs金融調査研究会」メンバーである大東京信用組合の事務局としてサポートを行った。

## ⑤ 事業承継、経営者保証に対する取り組み

「M&A支援機関に係る登録制度」について、会員信用組合に情報提供を行った。また、金融庁が公表した「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績を会員信用組合に発出した。

## ⑥ 高齢化社会に対する取り組み

超高齢化社会が抱える課題を踏まえ、消費者庁所管の「高齢消費者・障がい消費者見守りネットワーク連絡協議会」及び厚生労働省所管の「認知症バリアフリーWG」に参加した。後見制度支援預金については法務省所管の「後見制度支援預金勉強会」に参加するなど、定期的に同制度の取り組み状況や好事例の調査研究を行った。

また、日本認知症官民協議会にて作成された『「認知症バリアフリー社会実現のための手引き」作成のための留意事項集【金融編】』を会員信用組合に情報提供した。

#### (4) 情報提供・業務課題解決支援

##### ① 外部機関、政府系金融機関との連携促進

実質無利子・無担保融資や資本金劣後ローンの取組み等について、日本政策金融公庫や商工中金との意見交換を行った。

電子帳簿保存法改正や適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入を見据え、財務省などから講師を招き、説明会を実施した。

「収益認識に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準」の令和3年度決算の適用を踏まえ、監査法人を講師として説明会を実施した。

「令和3年度決算速報・業務報告書等の記載上の留意事項等、令和3年度計算書類等の作成・記載要領及び令和4年ディスクロージャー誌記載例【未定稿】」について、全面改訂し、会員信用組合に発出した。

##### ② 「信用組合の将来を考える」有識者会議の開催

学識経験者等の有識者を招集し、令和3年度は計5回の会議を開催。信用組合の協同組織性とガバナンス、協同組織金融機関としての信用組合の現状と課題、中央組織（全信組連・全信中協）のあり方と機能強化の必要性等について、活発な意見交換を行った。また、議事要旨を会員信用組合に発出した。

##### ③ アジア信用組合連盟（ACCU）との連携強化

令和3年8月に、ACCUからの要請で会員向けに2回目となる、日本の信用組合業界プログラム（バーチャル日本訪問）を開催し、日本の情報を発信した（アジアの信用組合から約280名が参加）。

新型コロナ禍により、令和3年9月の総会はWeb開催・参加となった。

令和4年3月には、各国規制当局と各国信用組合連盟の円卓会議が開催され、日本からは、ACCUの要請に基づき金融庁監督局協同組織金融室長をゲストに招き、金融庁の監督・検査についての講演が行われた。

また、毎月開催されているWEB会議に積極的に参加し、アジアの信用組合と情報交換を実施し、連携強化を図った。

## 2. ブランドコミュニケーション事業

令和3年度は、前年度に引き続き、信用組合の認知と理解を促す効果的な広報活動を展開していくことが、しんくみブランド構築の第一歩と捉え、「ブラ

「ブランド戦略アドバイザー委員会」による有識者のアドバイス等を踏まえつつ、信用組合業界のブランド戦略の各種施策実施にあたっては、広報担当責任者会議を通じて会員信用組合に対し主旨や目的等について十分な理解が得られるよう説明を行い共有を図った。

また、本事業においては、これまでの「広報」に加え、次世代向けの認知度向上を目的とした「金融教育」ならびに信用組合のイメージ向上に資する取組みを支援する「助成金」を『ブランドコミュニケーション事業』の重要施策として位置付け、横断的に取り組んだ。

主な取組みとしては、信用組合の基本理念である相互扶助（共助の精神）と存在意義を認知する活動の強化を図るため、懸賞作文「小さな助け合いの物語賞」を中核コンテンツとして拡大展開を図るとともに、信用組合業界の動画プラットフォームとして「しんくみバンク公式 YouTube チャンネル」を新たに創設した。

さらに、しんくみの日週間を全国的に展開し、地域・業域・職域コミュニティのつながりを深めるとともに、これまでの「社会貢献表彰」と「しんくみの日週間表彰」を発展的に統合し、新たに「しんくみブランド表彰」制度を創設するなど、しんくみブランドの向上に努め、これまで業界内表彰に留まっていた各種表彰制度について大幅な見直しを図った。

その他、大同生命保険株式会社と連携し、共同調査（大同生命サーベイ『コロナ禍での資金繰りと金融機関との関わり』）を実施し、信用組合の主要取引先である中小・小規模事業者が将来の経営に対する助言を金融機関に強く求めている傾向にあることなど調査結果を広報担当責任者会議等を通じて信用組合へ還元し情報の共有を図った。

## （１）広報

一般生活者を対象に信用組合の良さや特徴を積極的にPRし、しんくみブランドの認知度向上ならびにイメージの具体化に向けたブランド戦略として、主に以下の取組みを実施した。

### ① しんくみブランドの認知向上とイメージの具体化

#### ア 懸賞作文「小さな助け合いの物語賞」

信用組合の基本理念である相互扶助（共助の精神）と存在意義を認知する活動を強化するため、助け合いの大切さをテーマとした懸賞作文「小さな助け合いの物語賞」を中核コンテンツとして、インターネットおよび新聞メディアを活用した広告を拡充し懸賞作文の周知活動を展開した。

併せて、教育機関を通して全国の学生へ広く告知を行うとともに、作品集やチラシを信用組合に配布し、懸賞作文ポスターを店頭に掲示するなど、信用組合と連携した結果、団体（学校）からの応募が昨年との2倍に増加した。

また、入賞作品については、本会のHPや、ラジオ番組での朗読等を通じて一般の方に周知を行うなど、助け合いの輪を広めることができた。

## イ しんくみブランド表彰制度の創設

これまで、業界表彰制度として、各種社会貢献活動により地域に対して顕著な貢献を行った信用組合や役職員を対象とした「社会貢献表彰」と、しんくみの日週間の期間中に積極的に社会貢献活動を実施し、信用組合のイメージアップに寄与した信用組合、都道府県信用組合協会等を対象とした「しんくみの日週間表彰」の2つの表彰制度を実施してきた。

令和3年度より、ブランドコミュニケーション事業の一つとして、しんくみブランド認知度向上ならびにイメージの具体化を図ることを目的に、表彰制度の抜本的な見直しを行い、従来の「社会貢献表彰」と「しんくみの日週間表彰」制度を発展的に統合し、「しんくみブランド表彰」制度として新たに創設した。

今年度、第1回目となる「しんくみブランド表彰」においては、信用組合の基本理念である相互扶助（共助の精神）を具現化した活動のうち、趣旨や成果につき優秀な取組みを行った信用組合および役職員として、大賞2先・優秀賞4先を全国信用組合大会において表彰するとともに、本会ホームページ等でニュースリリースを配信したほか、機関誌『しんくみ』（令和4年1月号）の特集ページに全受賞先の取組みについて掲載し、業界内外へ広く還元した。

## ウ しんくみバンク公式 YouTube チャンネルの創設

しんくみブランドの認知度向上および具体的なイメージの強化を図るため、信用組合業界の動画プラットフォームとして「しんくみバンク公式 YouTube チャンネル」を新たに創設した。

同チャンネルでは、信用組合に興味・関心のある層へのPRとして、信用組合業界のオリジナル動画広告のほか、各信用組合で行っている地域支援・街づくりの取組みや地域の特徴、取引先を紹介する動画などを掲載した。

## エ ラジオ番組提供広告

若年層に対するしんくみブランド認知向上を図るため、令和3年4月より、ラジオ広告の提供先を若年層をターゲットとした番組に変更するとともに、ラジオとSNS、しんくみバンク公式 YouTube チャンネル等のソーシャルメディアと連動した広告を展開した。

また、下期においては、同番組聴取者の属性に合わせて若手声優を起用するなど、若年層に対するしんくみブランド認知向上を図ったが、効果が限定的であったことから、ラジオ広告については、令和3年度をもって一旦終了することを決定した。

## オ ブランドイメージ訴求ポスターの制作

ポスター制作にあたっては、しんくみブランドと親和性の高い人物をポスターモデルとし、組合員に寄り添う職員の姿で組合員との距離の近さを表現した。

また、ポスターモデルについては、信用組合が推薦する人物、信用組合の関係者でかつ地域活動（観光大使等地域イベントのイメージキャラクター等）のモデル経験者または信用組合が推薦する人物から選考し、ポスターモデルと

して起用した。

#### カ デジタルサイネージ広告

日本最大級の地下商店街である東京駅八重洲口側の地下に広がる「八重洲地下街」を利用するビジネスパーソンや観光客に対して、コミュニケーションマークおよびブランドスローガン「ちかくにいるから、チカラになれる。」を訴求するポスターをデジタルサイネージで一斉に掲示した。

### ② 「しんくみの日週間」における広報活動の展開

#### ア 花の種の提供（頒布）

「しんくみの日週間」の一斉取組みの推進策のひとつとして、コミュニケーションマークのブランドカラーを連想させる花の種（ビオラ）を「しんくみの花」に見立て、花いっぱい運動、感謝デー、清掃活動・献血運動の協力者に対する御礼、年金受給者訪問時等の頒布品など幅広く活用できるよう提供した。

#### イ コミュニケーションマーク・ステッカーの提供

昨年度同様に、コミュニケーションマークを用いたステッカーを本会にて調製し、全信用組合へ提供した。

#### ウ しんくみの日に合わせた新聞一面広告の掲載

組合員および地域社会の事業者、一般生活者に信用組合が最も身近な金融機関であることを訴求することを目的に、しんくみの日（9月3日）に合わせて、日本経済新聞・読売新聞の朝刊一面に掲載した。

#### エ 金融専門紙へのPR広告

金融経済新聞社（8月30日号）、日本金融通信社（9月3日号）へ「しんくみの日」ポスターデータを使用した広告を掲載した。

### ③ 信用組合広報担当責任者・担当者への情報提供と共有

#### ア 広報担当責任者会議の開催

広報活動を実施するにあたり、業界統一事業として一体となった取組みができるよう、今年度は、広報担当責任者会議を3回開催し、主旨や目的等について、十分な理解が得られるよう説明を行い共有を図った。

また、信用組合の広報活動の一助となるよう、金融商品の概要やお客様にお伝えしたい重要な情報など、分かりやすく発信するためのポイントについて、外部講師を迎え講演を行った。

#### イ 大同生命との共同による全国の中小企業経営者を対象としたアンケート調査の実施・分析結果の還元

新型コロナウイルス感染拡大により、信用組合の主要取引先である中小・小規模事業者がコロナ禍の1年をどのように乗り越えてきたのか、また、金融機関に対し何を求めているのか、何を期待しているのかなど、実態を調査するた

め、中小企業経営者の調査で実績のある大同生命保険株式会社と連携し、中小企業経営者を対象にアンケート調査「大同生命サーベイ」を実施した。

同調査の結果については、信用組合にとって取引先の状況を把握するために有益な情報の一つになると考えられることから、信用組合の営業活動の一助とするべく、中小・小規模事業者の“生の声”（景況感、経営課題等）として、第2回広報担当責任者会議（8月26日開催）にて還元し共有を図った。

#### ④ 定期刊行誌の企画・制作

##### ア 組合員向け情報誌「ボン・ビバーン」の発行（隔月）

信用組合と組合員等、取引先を結ぶ情報ツールとして、渉外担当者が訪問活動等で活用できるよう、事業承継の好事例等や若手経営者が抱える様々な経営課題について、解決のヒントとなるようなコンテンツを追加するなど、誌面内容の見直しを図った。

また、本誌の読者は、50代以上の高齢層が多く、年齢層に偏りがあることから40代以下の中堅層の方々からも興味を持ってもらえるよう、幅広い世代で知名度の高い著名人を表紙に採用するとともに、タイトル文字のフォントをはじめ表紙デザインの見直しを行った。

##### イ リクルートガイド誌の制作

「リクルートガイド誌」の制作にあたっては、信用組合の制度、特性、業務内容など従来のコンテンツに加え、若手職員の座談会ページを新設したほか、職員紹介ページにおいては、いきいきと働く職員の写真と手書風の文字で、臨場感ある「社風・人」の魅力を表現した。

また、職員紹介ページに、新たに「お客様の声」を入れるなど、お客様との近さ・信頼関係がイメージしやすい内容とした。

さらに、新たな試みとして、インターネットを介して端末やスマートフォンなどで閲覧できるよう Web ページを制作し、併せて QR コードを記載したカードを提供した。

##### ウ ミニディスクロージャー誌の作成（日本語版・英語版）

信用組合の業態、歴史、主要計数、社会貢献事業等を詳しく解説した「ミニディスクロージャー誌」を全信組連と共同制作し、無償にて全国の信用組合に頒布した。

##### エ 機関誌『しんくみ』の制作・発行

信用組合役職員向けの情報誌として、「金融業界に関する情報発信」、「信組業界内の情報発信と共有」、「知識を広める機会を提供」することをコンセプトに、信用組合の最新動向や法改正、制度改正の専門家による解説等、業務に役立つ情報など本誌を通じて発信した。

また、当局・日銀、大学、マスコミ等に対しては、業界最新動向の情報提供として本誌を提供した。

## (2) 金融教育

令和3年度においては、次代を担う大学生に金融教育として大学講義を通じて、「中小企業金融の重要性や協同組織金融機関の役割」、「信用組合の基本理念と存在意義」、「銀行・信金等との違い」など、信用組合業界について理解を促すことを目的に開拓を行い、18大学（受講者数2,587名）でスポット講義を実施した。

また、講義後に実施した『講義アンケート』では、大学生約9割から「講義内容に関心を持てた」、「信用組合の特性や他業態との違いについて理解ができた」との回答が得られ、将来、地域経済、ひいては日本経済を担う大学生への信用組合への認知を促すうえで効果的であることを示す結果となった。

### (3) 助成金

返還不要の奨学金給付による社会貢献活動や信用組合または信用組合協会が実施するビジネスマッチングによる販路拡大支援等、取引先事業者の経営支援に取り組む信用組合等に対し、業界としての統一施策として各種助成金制度を実施し、信用組合の取組支援を行うことで、信用組合業界のブランド力向上を図った。

## 3. 研修事業

### (1) 研修の実施

感染症拡大の影響により、対面による集合研修とWebを活用したオンライン研修を併用し、信用組合職員としての専門知識の習得や環境変化に対応した実務習得のための研修を6講座（役員向け2講座、職員向け1講座、その他3講座）を実施した（研修受講者計257名）。

### (2) 通信教育等の実施

通信教育として、初級職員・中級職員・上級職員の3講座を実施した（受講者計984名）。

また、令和2年度から引き続き、自学自習型のeラーニングツールの提供を行った（受講者計323名）。

### (3) 検定試験等の実施

#### ① 職務能力検定試験

信用組合職員の職務能力習得の測定等に役立つ観点から、通信教育と連動する検定試験を実施した（受験者計1,383名）。

#### ② 証券外務員資格試験

登録金融機関業務を行うための資格試験（第一種、第二種、内部管理責任者）を実施した（受験者計1,280名）。

#### 4. 相談事業（しんくみ業務相談センター・しんくみ相談所）

##### (1) 信用組合からの相談の一元的な受付および還元

信用組合からの業務上の相談・照会については、「しんくみ業務相談センター」にて一元的に受付対応を行い、令和3年度に受付けた件数は、組合運営や金融業務の相談を中心に1,241件と前年度比1.9%の減少となった。

また、実務相談事例の還元は、主に令和2年度にしんくみ業務相談センターおよび調査企画部において受付けた事例の中から40事例を新たに選定し「しんくみクラウド」に追加掲載した。

##### (2) 信用組合利用者からの苦情等へ対応

信用組合の顧客等から「しんくみ相談所」が受付けた苦情および相談件数は、341件（うち相談329件、苦情12件）と前年度比28.0%の減少となった。

#### 5. 総務事業

##### (1) 人事政策の一体的運営

中央組織の一体化は、人事制度面においても着実に進展した。両組織の職員の人事交流や適材適所への配置、部室店長研修等合同研修等の実施による人材育成、新卒職員の一括採用などの人事政策の一体的運営に取り組み、人材力の向上及び業務の質的向上を図った。

##### (2) 内部監査の受監

令和2年度に引き続き、全信組連の監査部による内部監査を受監し、①規程・要領の整備、運用状況、②経理・予算の作成及び執行プロセスの適切性、③業務の有効性・効率性、④前回監査発見事項の改善状況等について検証を行なった。本会では、問題点・課題の抽出、改善策の検討・実施を行い、業務の適正化・効率化等による業務の質的向上を図った。

## 事業報告にかかる附属明細書

令和3年度事業報告書にかかる附属明細書は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する「事業報告の内容を補足する重大な事項」が存在しないため記載していない。